

地域福祉計画の見直しについて

平成29年1月13日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課資料(抜粋)

現行

地域福祉計画

- 策定は任意
- 定めるべき事項
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 策定時の公表は努力義務

改正案

地域福祉の理念の拡充

○ 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び解決に向けた行政機関その他の関係機関との連携が積極的に行われることを目指す旨を明記。

包括的な支援体制の整備

- 市町村が、以下の体制整備を行うことができることとする。
 - ・ 地域住民が地域生活課題の発生防止、把握、解決に資する活動に取り組む環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、地域生活課題を解決するための体制
- 厚生労働大臣は、これに関する指針を公表する。

地域福祉計画

- 策定を努力義務化
- 定めるべき事項
 - 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 策定時の公表は努力義務
- 定期的な計画変更とPDCAサイクルを導入